

令和8年4月

お客さま各位

鳥山信用金庫

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

平素より当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」及び全国銀行協会が定めた自主行動計画に示された「2026年度末(令和9年3月末)までに電子手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにするとの目標を踏まえ、当金庫では手形・小切手の電子化に向けた取組みとして、下記の対応を実施いたします。

今後もお客様の利便性向上及びご満足いただけるサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 2027年4月1日以降を期日とした手形・小切手(先日付小切手を含む)の取立ての終了
2025年6月13日(金)をもって、2027年4月1日以降を期日とした手形・小切手(先日付小切手を含む)の取立ては終了しております。
2. 手形・小切手の発行受付の終了
2026年3月31日(火)までの受付分をもちまして、手形・小切手(自己宛小切手を含む)の新規発行を終了いたしました。
3. 手形・小切手の最終振出期限
2026年9月30日(水)をもって、手形・小切手の振出を終了します。
2026年10月1日(木)以降に振出された手形・小切手は、当座預金からの支払いができません。電子的な決済手段への移行をお願いします。(下記5.を参照願います。)
なお当座預金からの現金出金が必要となる場合には、当座預金払戻請求書をご利用ください。(予定)
4. 他行を支払地とする手形・小切手等の取立終了日
2027年2月26日(金)をもって、他行を支払地とする手形・小切手の交換所への取立てを終了します。取立てを行う場合は、2027年2月26日(金)までに受付願います。但し、2027年4月1日以降を期日とする手形・小切手(先日付小切手を含む)は、2025年6月13日(金)をもって終了しておりますので、取立ての受付はできません。
5. 電子的な決済方法への移行の推奨
手形・小切手に代わる決済手段として、インターネットバンキングや電子記録債権(でんさい)等の電子決済サービスをご用意しております。従来の手形・小切手にかかる発行手数料、印紙税、郵送料等の費用負担や現物紛失リスクの低減等、お客さまの事務負担の軽減につながるサービスですので、お気軽にお取引店にご相談ください。

以 上